

こんなときは**手続きが必要**です

保育所（園）等のご利用には正しく保育認定を受ける必要があります、正しく認定を受けていないと保育所（園）等を退園となってしまうことがあります。
以下の場合などは、必ずお手続きください。

① 転職・休職・退職するとき、就労時間が変わったとき

保育要件や保育必要量の変更が必要な場合がありますので、まずは保育幼稚園入園課に電話でご相談ください。

② 育児休業を取得するとき、職場復帰するとき

保育要件などを変更する必要があります。育児休業取得申告書または産休・育休復帰確認書にお勤め先の証明を受け、手続きしてください。育児休業要件への変更は、出産後、育児休業が始まるまでの間（産後休業期間中）に手続きをお願いします。

③ その他、保育を必要とする事由に変更があるとき

認定を受けている保育要件に変更があるときは、必ずご相談ください。

このほか、転居、勤務場所の変更、同居家族の状況に異動（出産・離婚・転入出など）があったときも届け出が必要です。

次のような場合は退園（所）になることがあります

- 保護者の就労や疾病等、保育を必要とする事由が無くなった場合
- 必要な手続きをされず、保育を必要とする事由の確認ができない場合
- 利用申込、現況確認等の際に、虚偽の記入または申告等があった場合
- 枚方市から住民票を異動した場合や枚方市に居住しなくなった場合
- 利用児童が1か月のうち1日も登園できない場合（利用児童の病気やけが等の理由による欠席の場合は最大2か月まで在籍することができます）

